

規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月十三日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則一三一六〇

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三一八）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「令和三年十月三十一日」を「令和四年十月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。